

平成15年9月22日
産 業 観 光 局
(担当：農林部農業計画課 222-3351)

農業委員会の組織が変わります

～ 農業委員会の統合及び事務局の移転について～

現在、市内にある京都市北部農業委員会、京都市西部農業委員会及び京都市東部農業委員会を統合し、下記のとおり新たに京都市農業委員会を設置するとともに、事務局も1つに統合します。

なお、組織の統合に伴い、業務の一時停止など皆様には大変御迷惑をおかけしますが、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 新農業委員会 (1)名 称 京都市農業委員会
(2)設置日 平成15年10月21日(火)
(3)事務局 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町522
本能寺文化会館2F
(4)電話番号 212-9050(10月27日(月)から)
(5)申請受付 平成15年11月10日(月)から
* 新農業委員会は、公職選挙法に準じて委員を選出後、11月10日に予定している京都市農業委員会第1回総会において農業委員会としての執行体制が確立するため、現農業委員会廃止の翌日(10月21日)から11月9日の期間は業務が一時停止します。
- 2 現在の農業委員会への各種申請取扱 平成15年10月3日(金)まで
*ただし、農地法4条・5条届出については10月14日(火)までとします。
*その他詳細については下記へお問い合わせください。
- 3 お問い合わせ 京都市産業観光局農業計画課 TEL222-3351
京都市北部農業委員会 TEL493-6660(10月20日(月)まで)
京都市西部農業委員会 TEL321-0551(10月20日(月)まで)
京都市東部農業委員会 TEL641-4340(10月20日(月)まで)

(参考)

農業委員会への主な申請

平成15年10月3日まで申請可能	
農地法3条許可申請	農地の売買に係る申請
農地法4条・5条許可申請	市街化区域外の農地を転用する場合に必要な申請
相続税・贈与税納税猶予に関する 適格者証明	相続税・贈与税納税猶予を受ける場合に必要な証明
生産緑地に係る主たる従事者証明	生産緑地の買取申出をする場合に添付書類として必要な証明
その他農地に関する申請	
平成15年10月14日まで申請可能	
4条・5条届出	市街化区域内の農地の転用する場合に必要な届出